

習志野市・京田辺市災害時相互応援協定書

習志野市と京田辺市（以下「協定市」という。）とは、災害時における応急対策及び日対策（以下「応急対策等」という。）に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定締結する。

協定の趣旨)

1条 この協定は、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が応急対策及び復旧活動を円滑に遂行できるように、被災市の要請にこたえて、相互に応援、協力を行うために必要な事項を定めるものとする。

要請)

2条 協定市は、大規模災害が発生し被災市から応援の協力要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するよう努めるものとする。

応援の内容)

3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 応急対策等に必要の職員の派遣
- 2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 3) 応急対策等に必要の資機材の提供
- 4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- 5) 被災した児童・生徒の受け入れ
- 6) ボランティアの調整等
- 7) ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力
- 8) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

応援要請の手続き)

4条 応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- 1) 被害の状況
- 2) 応援の具体的な内容及び必要量
- 3) 応援場所及び応援場所への経路

(4) 応援を希望する期間

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条に定める救助及び応急対策等に従事した職員が、その活動により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援市が負うものとする。

(交流)

第7条 この協定の目的に資するため、必要に応じて相互の各種訓練への参加及び勉強会等の開催を行うとともに、平常時から地域間交流に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成25年1月29日

習志野市長

宮本泰一 

京田辺市長

石井明三 